

令和 7 年度緑のトラスト基金募金・広報業務委託
企画提案募集要領

1 概要

埼玉の優れた自然や貴重な歴史的環境の保全を図るさいたま緑のトラスト運動の趣旨に基づき、当該運動を実施する上での財源となる「さいたま緑のトラスト基金」への募金・広報活動を外部委託する。

この事業の委託候補者を選定するための企画提案を下記のとおり募集する。

2 募集内容

(1) 委託業務名・委託業務内容

令和 7 年度緑のトラスト基金募金・広報業務委託仕様書（以下、仕様書という）

(2) 委託期間

令和 7 年 6 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) 委託料の上限額

仕様書「4 委託料の上限額」に記載のとおり

3 応募資格

次に掲げる要件（1）～（10）を全て満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (2) 埼玉県財務規則（昭和 39 年埼玉県規則第 18 号）第 91 条の規定により、埼玉県の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。
- (3) 令和 7・8 年度埼玉県物品等競争入札参加資格者名簿に、業種区分「催物、映画、広告、その他の業務」の「広告代理業務」で登載された管轄内又は準管轄内業者であること。
- (4) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (5) 企画提案書の提出期限までに、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加資格除外措置を受けている者ではないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立てが行われている団体でないこと。
- (7) 法人税、法人都道府県民税、法人事業税、消費税及び地方消費税等の納付すべき税金を滞納している者でないこと。

- (8) 県内に契約の主体となる本店・支店・営業所等を有する企業であること。
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団、同条第6号に規定する暴力団員である役職員を有する団体並びにそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (10) 過去5年以内において、本業務と同種又は類似業務について、国又は地方公共団体等の契約実績があること。
- ※同種又は類似の業務とは、広報業務、募金業務をいう。

4 委託費

- (1) 緑のトラスト基金募金・広報業務に必要となる経費を支払う。
- (2) 委託費の支払いは、概算払により支払うものとする。

5 必要経費

計上できる必要経費は、役務費、消耗品費、使用賃借料、通信運搬費、人件費、旅費等とする。（別紙1「経費計上の考え方」を参照）

6 スケジュール

募集要領の公開	令和7年4月	9日(水)	
質問事項の受付開始	4月	9日(水)	から
質問事項の受付期限	4月14日(月)	15時まで	
質問事項の回答	4月17日(木)		
企画提案競技参加申込書の提出期限	4月18日(金)	17時まで	
企画提案書の受付開始	4月21日(月)	9時から	
企画提案書の提出期限	5月	9日(金)	17時まで
企画提案審査	5月	中下旬	
審査結果の通知	5月	中下旬	

7 質問の受付及び回答

募集内容に関する質問を次のとおり受け付ける。

(1) 受付期間

令和7年4月9日(水)から令和7年4月14日(月) 15時まで

(2) 受付方法

質問事項は、「質問書（別紙2）」に質問内容を記載のうえ、「12 問い合わせ先及び書類の提出先」宛て電子メールにて送付すること。送信後は電話による到達確認を行うこと。なお、簡易な確認事項を除き、電話による質問には応じない。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、質問者を伏せた上で、４月１５日（火）までに埼玉県ホームページ

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a0508/trustokikinbokinkoho.html>) に掲載する。

８ 企画提案競技参加申込書の提出

本業務の企画提案競技への参加を希望する者は、「企画提案競技参加申込書（別紙３）」を提出すること。

（１）提出期間

募集要領公開後から令和７年４月１８日（金） １７時まで

（２）提出方法

「12 問い合わせ先及び書類の提出先」宛で電子メールにより提出すること。なお、送信後は電話による到達確認を行うこと。

９ 企画提案書等の提出

企画提案に当たっては、以下の書類（電子データ）を提出すること。

（１）提出書類

- ①（様式第１号）緑のトラスト基金募金・広報計画書（企画提案書）
- ②（様式第１号－１）募金・広報活動実施計画
- ③（様式第１号－２）事業費支出計画
- ④（様式第２号）法人概要
- ⑤（様式第３号）国又は地方公共団体との同種又は類似業務の実績
- ⑥ 添付書類 その他参考となる資料

（２）提出期限

令和７年４月２１日（月） １７時まで（必着）

（３）提出方法及び提出先

「12 問い合わせ先及び書類の提出先」に電子メールで提出すること。なお、20MB 以上の容量のデータの送付となる場合は、県から専用の受け取り便を送るの
で、申し出ること。

（４）応募書類の取扱い

提出された書類は返却しない。

（５）その他

ア 応募書類の作成・提出に要する経費は、企画提案者の負担とする。

イ 提出期限を過ぎて提出された応募書類は無効とする。また、提出後の差替え及び再提出は認めない。ただし、県からの指示による場合はこの限りではない。

ウ 企画提案者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とする。契約締結後に虚偽が発覚した場合には、当該契約を解除する。

エ 企画提案書等の提出後に応募を辞退する場合は、その旨を文書（様式任意）に記載の上、「12 問い合わせ先及び書類の提出先」に電子メールにて提出すること。

オ 提出された企画提案書等は、委託候補者の選定以外に提出者に無断で使用しない。ただし、埼玉県情報公開条例（平成 12 年埼玉県条例第 77 号）に基づき公文書開示請求がなされた場合は、この限りではない。

カ 企画提案事業は、国、県及び市町村等から助成を受けることはできない。

10 審査に関する事項（委託候補者の選定）

（１）審査方法

委託候補者の選定にあたっては、提出された企画提案書を令和 7 年度「緑のトラスト基金募金・広報業務委託候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）において、審査基準により審査し、各業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書を提出した者を委託候補者として選定する。

ただし、企画提案書を提出した者が 1 者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本業務の委託先として適当であると認めた場合に、当該企画提案書等を提出した者を委託先候補者として選定する。

提案者は選定委員会において、20 分以内で企画提案書を用いたプレゼンテーションを行い、その後の選定委員からの質疑に対応する。

プレゼンテーションの日程は当該企画提案書等を提出した者に別途通知する。

（２）審査基準

評価項目・評価の視点は次のとおりとする。

評価項目	評価の視点
提案者の実績	基金募金・広報の事業実績を有しているか。
業務実施計画	さいたま緑のトラスト運動の仕組みを踏まえ、募金活動等の計画が具体的に示されており、期日までに確実に実施できるか。
広報活動	さいたま緑のトラスト運動の仕組みを踏まえ、募金活動の促進に資する広報戦略・手法が提案されているか。
	広報媒体・ツールが、ターゲット層に効果的に訴求できるものか。
見積の妥当性	費用の見積内容や項目は合理的かつ妥当であるか。

（３）審査結果の通知

審査結果は、令和 7 年 5 月中下旬に提案者全員に対し電子メールで通知する。

なお、審査及び審査結果についての問い合わせには応じない。

(4) その他

提案者が次の事項に該当した場合、委託候補者として選定しない。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 本募集要領に示した企画提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した場合

ウ 委託上限額を超える企画提案書を提出した場合

エ 評価の公平性に影響を与える行為があった場合

11 契約方法

県は、委託候補者と業務履行に必要な協議を行い、協議が整った場合は委託候補者から改めて見積書を徴取し、見積書を精査の上、随意契約により委託契約を締結する。なお、協議の上、企画提案書の一部を変更する場合がある。

委託候補者に業務を遂行できない重大な事由が判明した場合や、契約締結までの間に委託候補者に事故ある場合等、実施に係る協議が整わない場合は、委託契約を締結しない場合がある。この場合、企画提案が2者以上あった場合は、評価点が2番目に高かった者と改めて協議を行う。

12 問い合わせ先及び書類の提出先

埼玉県環境部みどり自然課 ネイチャーポジティブ推進担当

TEL : 048-830-3151

E-mail : a3140-11@pref.saitama.lg.jp